

農業を含むマルチワークの推進 に向けた農林水産省の取組

令和2年7月30日
農村振興局

1 農林水産業の現場における 人口急減地域特定地域づくり推進法の活用に向けて

農林水産業の現場における 人口急減地域特定地域づくり推進法の活用に向けて

令和2年7月

農林水産省 農村振興局 農村計画課

本法は、総務省及び厚生労働省が所管する法律ですが、農山漁村地域での活用が見込まれ、当該地域の活性化につながると考えられることから、農林水産省としても、本法の活用を推進することとしています。

1. 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）とは

【課題】

○農山漁村では、事業者単位で見ると年間を通じた仕事が少ない

○安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

→人口流出の要因、Uターン障害



1. 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）とは

【目的】

○人口の更なる急減を抑止し、地域の担い手を確保

○地域全体の仕事を組み合わせることで、新たな雇用の場を創出し、

移住・定住を促進



1. 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）とは

【この法律でできること】

○特定地域づくり事業協同組合で職員を雇用し、事業者に派遣

○その地区で活躍する人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施

地域づくり人材



1. 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）とは

➡ 本制度を活用することで

- 年間を通じた仕事を創出し、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保
- 必要な時期に必要な人手を確保、人手不足の解消
- 「半農半X」などの多様なライフスタイルの実現に貢献
- 地域内外からの若者等を呼び込み、地域の担い手を確保
- 地域事業者の事業の維持・拡大を推進



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）

対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合

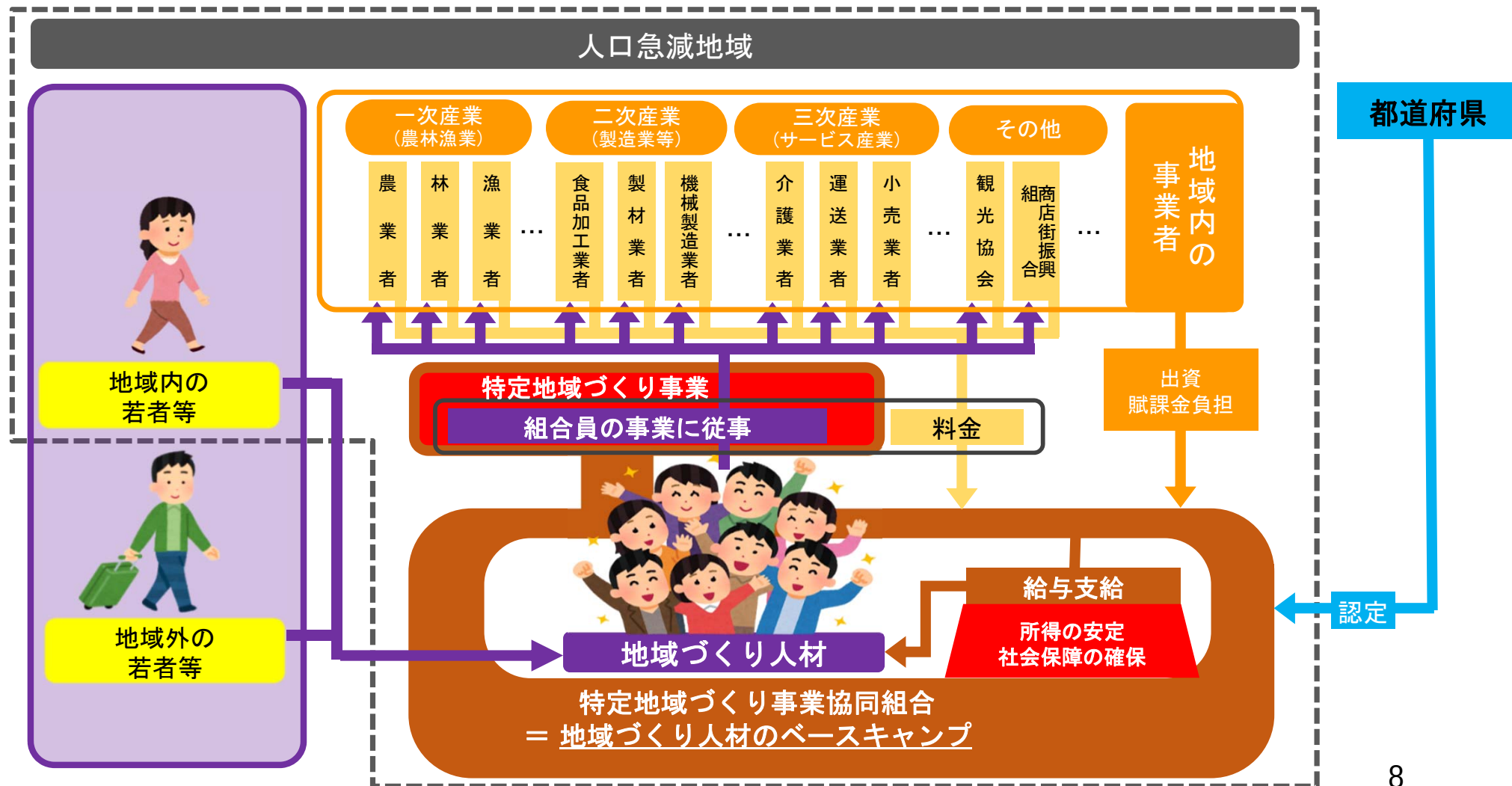
対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能

財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律＜令和2年6月4日施行＞



2. 農林水産業の現場における 人口急減地域特定地域づくり推進法の活用に向けて

農林水産業の現場において、以下のようなことでお困りであれば、本制度の活用を検討してはどうか？

- ①繁忙期に**人手が足りない**。
- ②**閑散期の作業がない**ので、通年雇用ができない。
- ③年間を通じて仕事はあるが、**作業時間が短い日や作業がない日**があるため、通年雇用が難しい。
- ④求人を出しても**応募がない**。

 次ページ以降、実際にどのように活用すればよいか、事例を紹介

事例 1

【農繁期組合せタイプ】（「①繁忙期に人手が足りない」、「②閑散期の作業がないので、通年雇用ができない」に対応）

○農繁期は、農作物の播種、収穫等の作業

○農閑期は、農業関連産業や他産業（スキー場等）

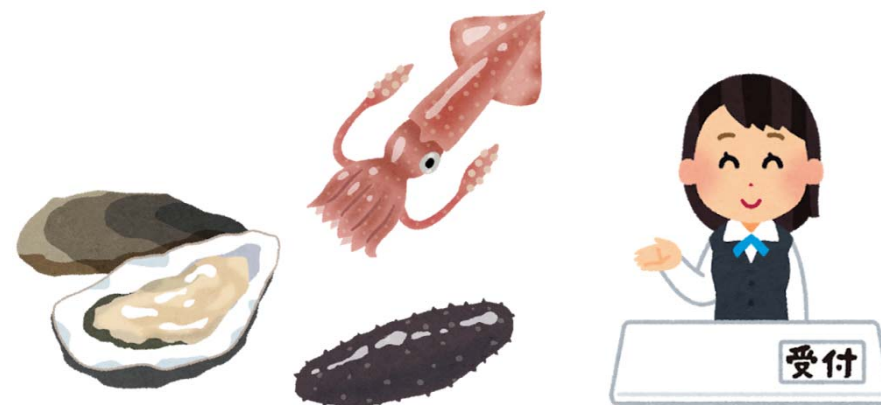


	業種	事業者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	想定している具体的な仕事内容
農繁期 組合せ タイプ	農業	A個別経営体	← 水稻育苗作業、施設園芸作物の播種 →		田植え作業										水稻育苗作業（4～5月）、 施設園芸作物の播種（4～5月）、 田植え作業（5～6月）
	農業	B農園				← トマト収穫・発送作業 →		リンドウ収穫							トマト収穫・発送作業（7～8月）、 リンドウ収穫（9月）
	農業	C農業法人							← 加工用大根収穫 →						加工用大根の収穫作業（10～11月）
	食品加工業	D食品									← 大根漬け込み →		大根漬けの加工		大根漬け込み（12月）・大根漬け加工作業（2月）
	観光業 （積雪地域 の場合）	Eスキー場										← スキー場 リフト係 →		スキー場 リフト係	スキー場のリフト係等（1月、3月）

事例 2

【繁忙期組合せタイプ】（「①繁忙期に人手が足りない」に対応）

○季節ごとに人手不足の現場に派遣



	業種	事業者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	想定している具体的な仕事内容
繁忙期 組合せ タイプ	水産業	A水産	岩ガキの水揚げ、選別、出荷作業												岩ガキの水揚げ・選別・出荷作業（4～6月）
	観光業	B観光協会				観光協会での案内業務、イベント等の観光客対応									観光協会での案内業務、イベント等の観光客対応業務（7～9月）
	食品加工業	C水産加工所							イカの加工			ナマコの加工			海産物冷凍魚介加工施設でのイカの加工（10～1月）、ナマコ加工・出荷作業（2～3月）

事例 3

【閑散期補充タイプ】（「②閑散期の作業がないので、通年雇用ができない」に対応）

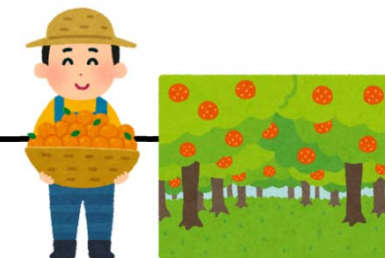
○主として林業に従事

○閑散期は、製材業や除雪作業



	業種	事業者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	想定している具体的な仕事内容
閑散期 補充 タイプ	林業	A林業株式会社					除伐								除伐（4～11月）、下刈り（6～8月）、枝打ち（9～10月）
	製材業	B製材所					下刈り			枝打ち					木材の製材作業（12月、3月）
	建設業除雪 （積雪地域 の場合）	C土建										除雪作業			機械等による除雪作業（1～2月）

事例 4



【通年業種組合せタイプ】

（「①繁忙期に人手が足りない」、③「年間を通じて仕事はあるが、作業時間が短い又は作業がない日もあるため、通年雇用が難しい」に対応）



○通年の業種として、農業法人の事務作業に従事

○作業がない日は、他の農業者や酒造業者の仕事に数日おきに従事

	業種	事業者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	想定している具体的な仕事内容
通年 業種 組合せ タイプ	農業	A農業法人	←					事務作業 (短時間作業の日や、作業のない日あり)						→	農業法人の事務作業
	農業	B農園			←	→			←	→					柑橘類の袋掛け(6～7月)、収穫作業(10月)
	酒造業	C酒造株式会社										←	→		酒の製造・販売 (数日おき) 酒の製造・販売業務(1～3月)

3. 本制度を活用するメリット

地域の事業者が設立する特定地域づくり事業協同組合に対し、組合運営費の一部を「特定地域づくり事業推進交付金」により支援。

○対象経費 : ①派遣職員人件費、②事務局運営費

○対象経費の上限額 : ①400万円／年・人、②600万円／年

○交付額 : 対象経費の1／2の範囲内で市町村が支援した額の1／2

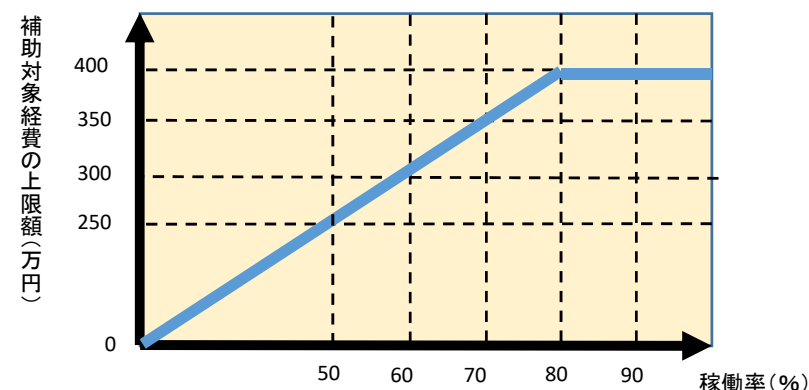
○特別交付税措置 : 本交付金に係る市町村負担について、措置率1／2(市町村の実質負担は1／4)等の特別交付税措置あり。

特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援の概要

【国庫補助】

- 名称「特定地域づくり事業推進交付金」(予算計上:内閣府、執行:総務省)
- 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援(国1/2、市町村1/2)
- 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人、事務局運営費 600万円/年
- 令和2年度予算 5億円
- 制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ① 複数の事業者への職員派遣
 - ・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
 - ② 労働需要に応じた職員の確保
 - ・派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

＜稼働率に応じた派遣職員人件費の補助対象経費の上限額＞



【地方財政措置】

- 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担(措置率1/2)
- 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担(対象経費の上限額 300万円、措置率1/2)
- ※ 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置(措置率1/2(財政力補正あり)等)も活用可能

＜1組合当たりの財政支援のイメージ＞

派遣職員6名 運営費2,400万円/年



1/2

利用料金収入(1,200万円)

1/2

市町村助成 1,200万円

1,200万円のうち、国交付金600万円、市町村負担600万円
市町村負担分600万円のうち、特別交付税措置300万円

4. 留意点

○対象地域は、「地域人口の急減に直面している地域」（法第1条）。

具体的には、次のいずれかの要件を満たす地域を想定。

- ① 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域
- ② 同法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域

○労働者派遣法で派遣禁止業務とされている、

- ・港湾運送業務
- ・建設業務（林業のうち地ごしらえ、植栽業務を含む。直接建設作業に従事しない雪かきや、災害時の土砂の撤去等の作業は除く。）
- ・警備業務

に就くことはできない。

○最低でも2以上の派遣先の事業に従事する必要がある。

4. 留意点

- 派遣職員の一の派遣先での年間労働時間は、当該派遣職員の年間総労働時間の8割以内であり、それを超えた場合は、当該派遣職員の人件費全額が特定地域づくり事業推進交付金の交付対象外となる。
- 事業者とは、法人、個人を問わず、自己の名において「事業を行っている者」をいい、「者」とは、人格体を意味するものであることから、法人格を持たない任意の組織、団体、グループ等を組合員資格として定めることはできない。
- 法人事業者の場合であって、支店、支所、出張所、工場等がある場合、これらは独立の人格を有する事業主体ではないので、それらが単独で組合員になることはできず、これらを包含した法人が組合員となる。
- 組合員以外の者への派遣は、組合員の利用分量の総額の100分の20の範囲内に限られている。